

<一般委託>

横須賀ごみ処理施設水質分析等検査委託仕様書

横須賀ごみ処理施設水質分析等検査委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀ごみ処理施設の①排水処理施設原水、処理水、放流水、雨水調整池流出水 ②排ガス ③焼却灰、ばいじん ④敷地境界等の騒音、振動、臭気 ⑤作業場所の粉じん ⑥ごみ質、以上のサンプリング、分析を行い、その結果を報告するものである。
2	履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目1番1号ほか
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり なお、本市議会において当該予算が承認されなかった場合は、契約しないことを承諾したうえで入札すること。
6	関係法規	下水道法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、労働安全衛生法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)計量法第107条に基づく計量証明事業者(大気中及び水中の物質:濃度)の登録
8	契約方法	総価及び単価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は業務完了後、受託者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	環境部広域処理センター 大家 046-854-4153

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

業務委託内訳書

【総価契約分】

(税抜き)

No.	業務名等	主な内容等	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	水質分析等検査業務	排水処理施設原水、処理水、放流水、雨水調整池流出水、排ガス、焼却灰、ばいじん、騒音、振動、臭気、粉じん(作業環境)等検査	式	1		
小計①						

【単価契約分】

(税抜き)

No.	業務名等	主な内容等	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)	金額(円)
1	ピットごみごみ質分析業務(全項目)	焼却施設ごみピットのごみ質分析(4,7,10,1月に実施する全項目)	件	4	259,500		
2	ピットごみごみ質分析業務(一部項目)	焼却施設ごみピットのごみ質分析(その他の月に実施する一部項目)	件	8	214,500		
3	ピットごみ(三浦市)ごみ質分析業務	三浦市環境センターごみピットのごみ質分析(全項目)	件	1	259,500		
4	燃せる定日ごみ(食品ロス調査)分析業務	横須賀市内の任意の集積所から収集した燃せるごみのごみ質分析(食品ロス調査)	件	4	221,000		
5	不燃ごみごみ質分析業務	不燃ごみ等選別施設ごみピットのごみ質分析	件	4	184,500		
6	不燃ごみ等選別残さ分析業務	不燃ごみ等選別施設で鉄類、アルミ類、不燃物として選別された物それぞれの分析	件	1	178,000		
小計②							

小計①+② 合計金額(入札価格)	
------------------	--

- 1 総価契約分における単価欄、金額欄、小計欄は、契約者が記入する。
- 2 総価契約分は、数量に単価を乗じた値を金額欄に記入し、金額の合計を①小計欄に記入する。
- 3 単価契約分における契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 4 単価契約分における契約単価欄、金額欄、小計欄は、契約者が記入する。
- 5 単価契約分は、予定数量に契約単価を乗じた値を金額欄に記入し、金額の合計を②小計欄に記入する。
- 6 上記の総価契約分の小計(①)と単価契約分の小計(②)を合計を入札金額とすること。

横須賀ごみ処理施設水質分析等検査委託 特記仕様書

1 委託名

横須賀ごみ処理施設水質分析等検査委託

2 施行場所

横須賀市長坂5丁目1番1号 横須賀ごみ処理施設
三浦市南下浦町毘沙門11-2 三浦市環境センター（4の⑥ごみ質のうち、
三浦市環境センターで行うピットごみ分析業務に限る）

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4 委託業務の概要

本委託業務は、①排水処理施設原水、処理水、放流水及び雨水調整池流出水 ②排ガス ③焼却灰、ばいじん ④敷地境界等の騒音、振動、臭気 ⑤作業場所の粉じん（作業環境測定） ⑥ごみ質、以上のサンプリング、分析を行い、その結果を報告するものである。

5 委託業務の内容

- 1) 各種試料のサンプリング場所、サンプリング頻度等については別紙1のとおり。
- 2) 各種試料の分析項目、分析方法及び各分析項目毎の検体数等については別紙2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7のとおり。
- 3) 結果報告の提出方法等については別紙3から別紙7のとおり。

6 環境への配慮事項

業務に伴って発生する廃液、廃油及び交換部品等の廃棄物が環境に与える影響等について認識し、軽減措置を取るとともに、環境関連法規・規制・協定等を遵守し、環境の保全に取り組むこと。

7 その他

- 1) 委託料の支払いは、業務完了後請求払いとする。

- 2) 受託者は、4月末までに横須賀ごみ処理施設焼却炉運転計画等に基づいた各種試料のサンプリング等に係る年間予定表（案）を作成し、委託者（担当者）の承認を得ること。そのうち4月中の日程及び4月末までに日程が定められないものについては、随時別途協議の上定めるものとする。
- 3) 測定結果に異常値が生じた場合、原因を調査し報告書を提出すること。またその原因が受託者の過失による場合には無償で再測定を行うものとする。
- 4) 業務上知り得た個人情報等を外部に漏らし、または他の目的に利用しないこと。本契約の終了後または解除後においても同様とする。
- 5) 作業に当たっては、労働安全衛生法その他関係法令を順守し、安全確保に万全を期すこと。
- 6) ごみ質のサンプリング及び分析の作業に当たっては特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への防止対策を講じて行うこと。
- 7) その他、この仕様書に記載のない事項については、別途協議の上定めるものとする。

8 本仕様書の問い合わせ先

環境部 広域処理センター 担当 大家 TEL 046-854-4153

別紙 1

各種試料のサンプリング場所及びサンプリング頻度

排水処理施設原水、処理水、放流水、雨水調整池流出水

試料名	サンプリング場所	サンプリング頻度
灰汚水系原水	灰汚水系原水槽	年3回(5,9,1月)
洗煙系原水	洗煙系原水槽	年3回(5,9,1月)
処理水	処理水槽	年3回(7,11,3月)
放流水	放流水槽	週1回(基本的に水曜日)
雨水調整池流出水	雨水調整池の流末の沈砂池	年2回

排ガス

試料名	サンプリング場所	サンプリング頻度
ろ過式集じん器入口	ろ過式集じん器入口	3回
焼却炉煙突排出ガス	煙突の測定口(地上約40m地点)	18回 ※

※ 焼却炉煙突排出ガスの分析項目別サンプリング頻度は別紙2-2を参照すること。

焼却灰・ばいじん

試料名	サンプリング場所	サンプリング頻度
焼却灰	—	年12回(毎月)
ばいじん	—	年12回(毎月)

サンプリングは委託者が行う。

騒音・振動及び臭気

試料名	サンプリング場所	サンプリング頻度
騒音	工場敷地境界等3地点	年1回
振動	工場敷地境界等3地点	年1回
臭気	工場敷地境界等2地点	年1回

粉じん(作業環境測定)

試料名	サンプリング場所	サンプリング頻度
粉じん	工場内4地点	年1回

ごみ質

試料名	サンプリング場所	サンプリング頻度
焼却施設ピットごみ	焼却施設ごみピット室内	全項目:年4回(4,7,10,1月 初旬)
		一部項目:年8回(その他月 初旬)
三浦市環境センターピットごみ	三浦市環境センターごみピット室内	年1回
燃せる定日ごみ(食品ロス調査)	焼却施設投入ステージ	年4回(6,9,11,2月)
不燃ごみ	不燃ごみ等選別施設プラットホーム	年4回(6,9,11,2月)
不燃ごみ等選別残さ(鉄類、アルミ類、不燃物)	—	年1回

不燃ごみ等選別残さのサンプリングは委託者が行う。

別紙2-1

排水処理施設原水、処理水、放流水、雨水調整池流出水の分析項目、分析方法及び各分析項目の検体数

分析項目	分析方法 (規格:JIS K 0102) (告示:昭和49年環境庁告示第64号)	定量 下限値 ※	放流水の 基準値	検体数(年)				
				原水 ※	処理 水	放流 水	雨水 ※	計
温度	℃ 規格 7.2	—	45未満	6	3	52	2	63
水素イオン濃度(pH)	— 規格 12.1	—	5超9未満	6	3	52	2	63
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L 規格 21	1	600未満	6	3	52	2	63
浮遊物質(SS)	mg/L 告示 第32号	1	600未満	6	3	52	2	63
ノルマルヘキサン 抽出物質	鉱油類 mg/L	告示 第33号	5以下	6	3	52	2	63
	動植物油脂類 mg/L		10以下	6	3	52	2	63
窒素含有量	mg/L 規格 45.1、45.2または45.6(規格 45の備考3を除く)	0.2	120未満	6	3	52	—	61
燐含有量	mg/L 規格 46.3(規格 46の備考9を除 く)	0.05	16未満	6	3	52	—	61
沃素消費量	mg/L 昭和37年厚生省・建設省令第1号 第7条	5	220未満	6	3	26	—	35
カドミウム及びその化合物	mg/L 告示 第1号	0.003	0.03以下	—	3	26	—	29
シアン化合物	mg/L 告示 第2号	0.1	1以下	6	3	52	—	61
有機リン化合物	mg/L 告示 第3号	0.05	0.2以下	—	3	26	—	29
鉛及びその化合物	mg/L 告示 第4号	0.01	0.1以下	6	3	26	—	35
六価クロム化合物	mg/L 告示 第5号	0.05	0.5以下	—	3	26	—	29
砒素及びその化合物	mg/L 告示 第6号	0.01	0.1以下	—	3	26	—	29
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L 告示 第7号	0.0005	0.005以下	6	3	52	—	61
アルキル水銀化合物	mg/L 告示 第8号	0.0005	検出されないこと	—	3	26	—	29
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L 告示 第9号	0.0005	0.003以下	—	3	26	—	29
トリクロロエチレン	mg/L 告示 第10号	0.002	0.1以下	—	3	26	—	29
テトラクロロエチレン	mg/L 告示 第11号	0.002	0.1以下	—	3	26	—	29
ジクロロメタン	mg/L 告示 第12号	0.002	0.2以下	—	3	26	—	29
四塩化炭素	mg/L 告示 第13号	0.002	0.02以下	—	3	26	—	29
1,2-ジクロロエタン	mg/L 告示 第14号	0.002	0.04以下	—	3	26	—	29
1,1-ジクロロエチレン	mg/L 告示 第15号	0.002	1以下	—	3	26	—	29
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 告示 第16号	0.002	0.4以下	—	3	26	—	29
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L 告示 第17号	0.002	3以下	—	3	26	—	29
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L 告示 第18号	0.002	0.06以下	—	3	26	—	29
1,3-ジクロロプロペン	mg/L 告示 第19号	0.002	0.02以下	—	3	26	—	29
チウラム	mg/L 告示 第20号	0.005	0.06以下	—	3	26	—	29
シマジン	mg/L 告示 第21号	0.002	0.03以下	—	3	26	—	29
チオベンカルブ	mg/L 告示 第22号	0.005	0.2以下	—	3	26	—	29
ベンゼン	mg/L 告示 第23号	0.002	0.1以下	—	3	26	—	29
セレン及びその化合物	mg/L 告示 第24号	0.01	0.1以下	—	3	26	—	29
ほう素及びその化合物	mg/L 告示 第25号	0.05	230以下	6	3	52	—	61
ふっ素及びその化合物	mg/L 告示 第26号	0.5	15以下	6	3	52	—	61
1,4-ジオキサン	mg/L 告示 第28号	0.05	0.5以下	6	3	52	—	61
フェノール類	mg/L 告示 第34号	0.05	0.5以下	—	3	52	—	55
銅及びその化合物	mg/L 告示 第35号	0.05	3以下	6	3	26	—	35
亜鉛及びその化合物	mg/L 告示 第36号	0.05	2以下	6	3	52	—	61
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L 告示 第37号	0.2	10以下	6	3	52	—	61
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L 告示 第38号	0.05	1以下	6	3	52	—	61
クロム及びその化合物	mg/L 告示 第39号	0.1	2以下	6	3	26	—	35
ニッケル及びその化合物	mg/L 規格 59	0.1	1以下	—	3	26	—	29
塩化物イオン	mg/L 規格 35	1.0	—	6	3	—	—	9

※ 定量下限値は表のとおりとすること

※ 原水は灰汚水系原水及び洗煙系原水のこと、検体数は両方の合計数、雨水は雨水調整池流出水のこと

排ガスの分析項目、分析方法及び各分析項目の検体数

分析項目 (注)	分析方法	基準値 (注)	頻度 (注)	検体数(年)							
				ろ過式集じん器入口	煙突排出ガス	計					
ばいじん	大気汚染防止法施行規則 別表第2に定める方法	(g/h)	1,496以下	1回/2月	3	18	21				
		(g/m ³ _N) ※	0.005以下								
塩化水素	大気汚染防止法施行規則 別表第3に定める方法	10以下	3		18	21					
硫黄酸化物	大気汚染防止法施行規則 別表第1に定める方法	(m ³ _N /h)	6.28以下		3	18	21				
		(volppm) ※	8以下								
窒素酸化物	大気汚染防止法施行規則 別表第3の2に定める方法(1時間連続測定できるものに限る)	20以下	3		18	21					
ばいじん中のカドミウム	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第6に定める方法	(mg/m ³ _N)	0.5以下		2回/年	3	6	9			
塩素		(volppm)	1以下								
ふっ素		(mgF/m ³ _N)	2.5以下								
ばいじん中の鉛		(mg/m ³ _N)	10以下								
アンモニア		(volppm)	50以下								
シアン		(volppm)	10以下								
硫化水素		(volppm)	10以下								
ベンゼン		(volppm)	10以下	1回/年					—	3	3
トルエン		(volppm)	100以下								
キシレン		(volppm)	150以下								
トリクロロエチレン	(volppm)	50以下									
テトラクロロエチレン	(volppm)	50以下									
ジクロロメタン	(volppm)	50以下									
ホルムアルデヒド	(volppm)	5以下									
フェノール	(volppm)	5以下									
全水銀	大気汚染防止法施行規則 別表第3の3に定める方法	(μg/m ³ _N) ※	50以下		1回/6月	3	6	9			
ガス状水銀											
粒子状水銀											
全炭化水素	平成17年環境省告示第61号に準じる方法	—	—	3	3						
塩化ビニルモノマー	有害大気汚染物質測定方法マニュアル中の大気中のベンゼン等揮発性化合物(VOCs)の測定方法に準じる方法	—	—	3	3						
PCB	液体捕集または固体捕集-ガスクロマトグラフ法(電子捕獲型検出器)	—	—	3	3						
フタル酸エステル	室内空气中化学物質の測定マニュアル中のフタル酸ジ-n-ブチルの測定法に準じる方法(フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル及びフタル酸ブチルベンジルの合計)	—	—	3	3						
ばいじん中の亜鉛	JIS K 0083に準じる方法(分析法はフレイム原子吸光分析法、電気加熱原子吸光分析法、ICP発光分光分析法又はICP質量分析法に限る)	—	—	3	3						
ばいじん中のマンガン	JIS K 0083に定める方法	—	—	3	3						

(注) 基準値及び頻度は煙突排出ガスのみにかかる
 基準値のあるものは定量下限値を原則基準値の20%以下とすること
 頻度は、1～3号煙突の各号毎の分析項目別サンプリング頻度のこと
 単位に※の付いている分析項目は、酸素12%換算値とする

焼却灰、ばいじんの分析項目、分析方法及び各分析項目の検体数

分析項目	分析方法	検体数(年)		
		焼却灰	ばいじん	計
カドミウム	昭和48年環境庁告示第13号 埋立処分を行おうとする燃え殻等に係る方法	12	12	24
鉛	昭和48年環境庁告示第13号 埋立処分を行おうとする燃え殻等に係る方法	12	12	24
六価クロム	昭和48年環境庁告示第13号 埋立処分を行おうとする燃え殻等に係る方法	12	12	24
ひ素	昭和48年環境庁告示第13号 埋立処分を行おうとする燃え殻等に係る方法	12	12	24
全水銀	昭和48年環境庁告示第13号 埋立処分を行おうとする燃え殻等に係る方法	12	12	24
アルキル水銀	昭和48年環境庁告示第13号 埋立処分を行おうとする燃え殻等に係る方法	12	12	24
セレン	昭和48年環境庁告示第13号 埋立処分を行おうとする燃え殻等に係る方法(分析法はJIS K 0102 67.2、3又は4に限る)	12	12	24
pH	昭和48年環境庁告示第13号 埋立処分を行おうとする燃え殻等に準じる方法(分析法はJIS K 0102 12)	12	12	24
含水率	昭和52年環整95号	12	12	24
熱灼減量	昭和52年環整95号	12	—	12
かさ比重	JIS Z 8807 8	12	—	12
放射能(セシウム134及び137)	放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)(測定機器はゲルマニウム半導体検出器に限る。検出下限値は30Bq/kgとする。)	1	1	2

※ 報告書には、委託者が検体を採取した日時及び受託者が委託者から検体を受け取った日を記載すること

別紙2-3

騒音・振動の測定項目、測定方法及び検体数

測定項目	測定方法	検体数
騒音レベル	JIS Z 8731	72件(3地点の24時間正時毎の測定)
振動レベル	JIS Z 8735	72件(3地点の24時間正時毎の測定)

臭気の測定項目、測定方法及び検体数

測定項目	測定方法	検体数
臭気指数、臭気濃度	平成7年環境庁告示第63号	2件

粉じん(作業環境測定)の測定項目、測定方法及び検体数

測定項目	測定方法	検体数
粉じん	作業環境測定法	4件

ごみ質測定の内容、測定方法等（ピットごみ）

(1/2)

以下の項目を測定し、報告書を提出すること。四半期に1回の項目は、4月、7月、10月、1月にのみ行うものとする。ただし、当該月に実施できなかった場合は、順延とする場合がある。三浦市環境センターについては、以下の全項目について年1回行う（実施時期は月の初旬でなくてもよい）。

1 試料性状

項目	測定方法等	測定頻度
採取重量(kg)	昭和52年 環整第95号 ※	毎月(初旬)
分析試料重量(kg)		
単位容積重量(t/m3)		

注) 採取重量は、委託者により提供するものとする。

※以下、「環整第95号」という。

2 ごみの種類組成 ※ 乾式ベース及び湿式ベース

項目	測定方法等	測定頻度	
		乾式	湿式
紙・セロハン類(%)	環整第95号	毎月 (初旬)	四半期 に1回 (初旬)
せんい類(%)			
木・竹類(%)			
草・落葉類(%)			
わら類(%)			
ビニール・プラスチック類(%)			
ゴム類(%)			
プラスチック袋類(炭カル袋を含む)(%)			
皮革類(%)			
動物性厨芥類(%)			
植物性厨芥類(%)			
貝殻類(%)			
卵殻類(%)			
パンくず・残飯類(%)			
土砂・雑物5mm以上(%)			
土砂・雑物5mm以下(%)			
燃料くず類(%)			
びん類(%)			
びん類以外のガラス類(%)			
石・陶器類(%)			
缶類(%)			
乾電池類(%)			
缶・乾電池類以外の金属類(%)			

ごみ質測定の内容、測定方法等（ピットごみ）

(2/2)

3 ごみの種類組成 ※ 湿式ベースのみ

項目	測定方法等	測定頻度
生ごみ類(%) [動物性厨芥類、植物性厨芥類、貝殻類、卵殻類、パンくず・残飯類]	環整第95号	四半期に1回 (初旬)
紙・布類(%) [紙・セロハン類、せんい類、皮革類]		
木・竹類(%) [木・竹類、草・落葉類、わら類]		
プラスチック類 容器包装(%) [ビニール・プラスチック類のうち容器包装]		
プラスチック類 容器包装以外(%) [ビニール・プラスチック類のうち容器包装以外]		
プラスチックごみ袋類(%) [プラスチック袋類 (炭カル袋を含む)]		
びん・缶類(%) [びん類、缶類]		
不燃物類(%) [ゴム類、土砂・雑物 5 mm以上、土砂・雑物 5 mm以下、燃料くず類、びん類以外のガラス類、石・陶器類、乾電池類、缶・乾電池類以外の金属類]		

注) 各項目の[]内に示した2のごみの種類組成に対応するものとする。

4 理化学的性状

項目	測定方法等	測定頻度
水分(%)	環整第95号	毎月(初旬)
総固形分(%)	計算法	
灰分(%)	環整第95号	
可燃分(%)		
高位発熱量(kcal/kg及びkJ/kg)	JIS M 8814	
低位発熱量(実測値)(kcal/kg及びkJ/kg)		
低位発熱量(推定値)(kcal/kg及びkJ/kg)	環整第95号	
乾物発熱量(kcal/kg及びkJ/kg)	JIS M 8814	

5 元素組成

項目	測定方法等	測定回数
炭素(%)	JIS M 8813	四半期に1回 (初旬)
水素(%)		
窒素(%)	JIS K 0102	
硫黄(%)	JIS K 0103	
塩素(%)	JIS K 0107	
酸素(%)	計算法	

ごみ質測定の内容、測定方法等（燃せる定日ごみ）

項 目	内 容	測定方法等	
ごみの分類（注）	紙、布類	神奈川県「家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアル」	
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類		
	木、竹、わら類		
	厨芥類		直接廃棄
			食べ残し
			調理くず等 過剰除去
	不燃物類		
その他			

※報告書及び写真（分類したもの毎にその分類名がわかるもの）を提出すること。

（注）ごみの分類は、湿式ベースのみを行う。

ごみ質測定の内容、測定方法等（不燃ごみ）

不燃ごみ等選別施設に収集した不燃ごみの分析を行う。

<分析手順等>

不燃ごみ等選別施設のごみピットから、1回あたり約100kgの不燃ごみを委託者により用意する。

受託者は委託者により用意された約100kgの不燃ごみの概ね全量に対し、プラットホームの別途指定された場所において、下記測定項目及び測定方法等に従って、不燃ごみの物理的性状等を分析し、報告書及び写真（不燃ごみ採取状況、ごみ質分析状況その他の作業記録）を提出する。

<測定項目>

別紙7のとおり。

<測定方法等>

昭和52年環整第95号及び横須賀市分別区分に準じて行う。

別紙 2 - 7

ごみ質測定の内容、測定方法等（不燃ごみ等選別残さ）

不燃ごみ等選別施設で破砕、選別された鉄類、アルミ類、不燃物から各10～20kg程度を採取し試料（選別物）とする。試料の採取は事前に委託者が行う。受託者は委託者が採取した鉄類、アルミ類、不燃物の3種の試料を一括で受け取り、下記分類方法に従ってそれぞれ分けたものの重量（分類重量）を測定し、下記計算方法に従ってそれぞれの割合（分類割合）を求め、分類重量及び分類割合を報告する。報告書には、委託者が試料を採取したそれぞれの日及び受託者が委託者から試料を受け取った日を記載すること。

<分類方法>

分類	分類定義
鉄類	磁石(※)で10cm程度の高さに持ち上げられるもの
アルミ類	目視により金属と判断できるもの（鉄類に分類されるもの及び配線等の銅製品は除く）
不燃物	目視によりガラス・陶器・石・金属等と判断できるもの及び10mmふるいを通過するもの（鉄類及びアルミ類に分類されるものを除く）
可燃物	鉄類、アルミ類及び不燃物に分類されるもの以外のもの

※ 磁石は吸着力が4.5kgf以上のもので吸着の解除が可能なもの

<計算方法>

選別物の分類結果（分類重量）

（単位：kg）

選別物名	選別物中の鉄類	選別物中のアルミ類	選別物中の不燃物	選別物中の可燃物	合計
鉄類	aa	ab	ac	ad	a
アルミ類	ba	bb	bc	bd	b
不燃物	ca	cb	cc	cd	c

選別物の分類結果（分類割合）

（単位：%）

選別物名	選別物中の鉄類	選別物中のアルミ類	選別物中の不燃物	選別物中の可燃物	合計
鉄類	$aa/a \times 100$	$ab/a \times 100$	$ac/a \times 100$	$ad/a \times 100$	100.0
アルミ類	$ba/b \times 100$	$bb/b \times 100$	$bc/b \times 100$	$bd/b \times 100$	100.0
不燃物	$ca/c \times 100$	$cb/c \times 100$	$cc/c \times 100$	$cd/c \times 100$	100.0

別紙3

結果報告の提出方法、提出部数等

項目	提出書類	提出形式・部数		提出期限 ※4 (期限が開庁日でない場合は、その前の開庁日)	
		PDF ファイル	Excel ファイル		
排水処理施設原水 処理水 放流水	濃度計量証明書	1部	—	実施日の4週間後までに提出 かつ、放流水に限り、6、9、3月実施分は翌月12 日までに、12月実施分は1月25日までに提出	
	別紙4 水質測定結果一覧表(放流水・処理水・原水)	—	1部(月毎)		
雨水調整池流出水	濃度計量証明書	1部	—	実施日の4週間後までに提出	
排ガス	濃度計量証明書	1部	—	実施月の翌月20日までに提出	
焼却灰、ばいじん	報告書	1部	—	受取月の翌月20日までに提出	
騒音、振動	計量証明書	1部	—	実施月の翌月末までに提出	
臭気	臭気測定結果証明書	1部	—	実施月の翌月末までに提出	
粉じん(作業環境測定)	作業環境測定結果報告書(証明書)	1部	—	実施月の翌月末までに提出	
ごみ質	報告書	1部	—	焼却施設ピットごみ:実施月の月末日の2日前 (閉庁日は含まない)までに提出 三浦市環境センターピットごみ:実施日の1か月 後までに提出	
	別紙5 ピットごみごみ質分析結果 ※1	—	1部		
	別紙6 容器包装に係る分類 ※2	—	1部		
	燃せる定日ごみ	報告書	1部	—	実施月の翌月末までに提出
	不燃ごみ	報告書(添付書類:表1、写真) ※3	1部	1部	実施月の翌月末までに提出
	不燃ごみ等選別残さ	報告書	1部	—	受取月の翌月末までに提出

(注) 提出は、原則電子メールによるものとし、容量の大きいもの等は光学ディスクや磁気ディスク、オンラインストレージ等に準じる方法により提出すること。

上記表中の提出形式・部数での提出がされていれば、それとは別に紙文書による提出も可能とする。

※1 別紙5は報告する項目や結果が一覧として記載されているExcelファイルであれば、様式は問わない(例えば、紙文書として提出する報告書のExcelファイルでもよい)。

※2 別紙6は湿式ベースを行う場合のみ提出すること。

※3 不燃ごみごみ質の報告書の表1には本仕様書別紙7を使用すること。

写真については、PDFファイルとして添付されていれば、Excelファイルに添付されていなくても構わない。

※4 本委託における開庁日とは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日(本委託において「閉庁日」という)を除いた日とする。

令和 年度 横須賀ごみ処理施設 水質測定結果一覧表（放流水・処理水・原水）

測定項目	基準値	定量 下限値	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	処理水	灰污水系	洗煙系
								月 日	月 日	月 日
温度 ℃	45 未満	-								
水素イオン濃度 (pH)	5超 ~ 9未満	-								
生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/L	600 未満	1								
浮遊物質 (SS) mg/L	600 未満	1								
ノルマルヘキサン抽出物質 mg/L	鉱油類	5 以下	1							
	動植物油脂類	10 以下	1							
窒素含有量 mg/L	120 未満	0.2								
磷含有量 mg/L	16 未満	0.05								
沃素消費量 mg/L	220 未満	5								
カドミウム及びその化合物 mg/L	0.03 以下	0.003								
シアン化合物 mg/L	1 以下	0.1								
有機磷化合物 mg/L	0.2 以下	0.05								
鉛及びその化合物 mg/L	0.1 以下	0.01								
六価クロム化合物 mg/L	0.5 以下	0.05								
砒素及びその化合物 mg/L	0.1 以下	0.01								
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 mg/L	0.005 以下	0.0005								
アルキル水銀 mg/L	検出されないこと	0.0005								
ポリ塩化ビフェニル (PCB) mg/L	0.003 以下	0.0005								
トリクロロエチレン mg/L	0.1 以下	0.002								
テトラクロロエチレン mg/L	0.1 以下	0.002								
ジクロロメタン mg/L	0.2 以下	0.002								
四塩化炭素 mg/L	0.02 以下	0.002								
1,2-ジクロロエタン mg/L	0.04 以下	0.002								
1,1-ジクロロエチレン mg/L	1 以下	0.002								
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L	0.4 以下	0.002								
1,1,1-トリクロロエタン mg/L	3 以下	0.002								
1,1,2-トリクロロエタン mg/L	0.06 以下	0.002								
1,3-ジクロロプロペン mg/L	0.02 以下	0.002								
チウラム mg/L	0.06 以下	0.005								
シマジン mg/L	0.03 以下	0.002								
チオベンカルブ mg/L	0.2 以下	0.005								
ベンゼン mg/L	0.1 以下	0.002								
セレン及びその化合物 mg/L	0.1 以下	0.01								
ほう素及びその化合物 mg/L	10 以下	0.05								
ふっ素及びその化合物 mg/L	8 以下	0.5								
1,4-ジオキサン mg/L	0.5 以下	0.05								
フェノール類 mg/L	0.5 以下	0.05								
銅及びその化合物 mg/L	3 以下	0.05								
亜鉛及びその化合物 mg/L	2 以下	0.05								
鉄及びその化合物 (溶解性) mg/L	10 以下	0.2								
マンガン及びその化合物 (溶解性) mg/L	1 以下	0.05								
クロム及びその化合物 mg/L	2 以下	0.1								
ニッケル及びその化合物 mg/L	1 以下	0.1								
塩化物イオン mg/L	-	1.0								

※「N.D.」とは、定量下限値未満であることを示す。

別紙 5

ピットごみ ごみ質分析結果 (様式例)

(1/2)

採取年月日	令和〇年〇月〇日
試料名	〇〇ピットごみ

	項目	結果
試料性状	採取重量	kg
	分析試料重量	kg
	単位容積重量	t/m ³

	項目	結果	
		乾式ベース	湿式ベース
ごみの種類組成	紙・セロハン類	%	%
	せんい類	%	%
	木・竹類	%	%
	草・落葉類	%	%
	わら類	%	%
	ビニール・プラスチック類	%	%
	ゴム類	%	%
	プラスチック袋類 (炭カル袋を含む)	%	%
	皮革類	%	%
	動物性厨芥類	%	%
	植物性厨芥類	%	%
	貝殻類	%	%
	卵殻類	%	%
	パンくず・残飯類	%	%
	土砂・雑物 5 mm以上	%	%
	土砂・雑物 5 mm以下	%	%
	燃料くず類	%	%
	びん類	%	%
	びん類以外のガラス類	%	%
	石・陶器類	%	%
缶類	%	%	
乾電池類	%	%	
缶・乾電池類以外の金属類	%	%	

ピットごみ ごみ質分析結果 (様式例)

(2/2)

	項目	結果	
		湿式ベース	
ごみの種類組成	生ごみ類		%
	紙・布類		%
	木・竹類		%
	プラスチック類 容器包装		%
	プラスチック類 容器包装以外		%
	プラスチックごみ袋類		%
	びん・缶類		%
	不燃物類		%

	項目	結果	
理化学的性状	水分		%
	総固形分		%
	灰分		%
	可燃分		%
	高位発熱量	kcal/kg	kJ/kg
	低位発熱量 (実測値)	kcal/kg	kJ/kg
	低位発熱量 (推定値)	kcal/kg	kJ/kg
	乾物発熱量	kcal/kg	kJ/kg

	項目	結果	
元素組成	炭素		%
	水素		%
	窒素		%
	硫黄		%
	塩素		%
	酸素		%

容器包装に係る分類

表1

種類組成		ごみ全体の割合	種類組成内の割合	具体例
紙・セロハン紙	容器包装	飲料用紙パック		
		ダンボール		
		その他		
		計		
	容器包装以外			
計				
ビニール・プラスチック類	容器包装	飲料・醤油ペット		
		発泡トレイ		
		その他		
		計		
	容器包装以外			
計				
プラスチック袋類 (炭加袋を含む)	容器包装			
	容器包装以外			
	計			
びん類	容器包装	透明		
		茶色		
		その他		
		計		
	容器包装以外			
計				
びん類以外のガラス類	容器包装	透明		
		茶色		
		その他		
		計		
	容器包装以外			
計				
缶	容器包装	スチール製		
		アルミ製		
		計		
	容器包装以外			
	計			
缶・乾電池類以外の金属類	容器包装	スチール製		
		アルミ製		
		計		
	容器包装以外			
	計			
容器包装合計				

表2

容器包装		ごみ全体の割合	種類組成内の割合	具体例	
容器包装廃棄物	紙製容器包装	飲料用			
		ダンボール製			
		その他			
		計			
	プラスチック製容器包装	飲料・醤油ペット			
		発泡トレイ			
		その他			
		計			
	ガラス製容器包装	透明			
		茶色			
		その他			
	計				
	鋼製容器包装				
	アルミ製容器包装				
	容器包装合計				
容器包装廃棄物以外					

令和 年度 不燃ごみ質分析結果 (基礎分類)

(単位:湿式ベース[%])

		平均	1回目	2回目	3回目	4回目
採取年月日		—	/ /	/ /	/ /	/ /
採取時刻		—	:	:	:	:
採取重量(kg)						
単位容積重量(t/m ³)						
分別品目		平均	1回目	2回目	3回目	4回目
紙類	飲料用紙バック(内側が銀色)					
	飲料用紙バック(内側が銀色ではないもの)					
	ダンボール(銀紙・布が貼ってあるもの)					
	ダンボール(銀紙・布が貼っていないもの)					
	新聞紙					
	雑誌					
	リサイクルできる紙(包装紙・紙袋・紙箱・手紙など)					
	リサイクルできない紙(墨・絵具がついた紙、ちり紙、セロハン紙など)					
小計						
ビニール・プラスチック類	プラスチック製ごみ袋					
	スーパー等の小さなプラスチック製手さげ袋					
	袋として売っているプラスチック製小袋					
	商品名入りのプラスチック製袋					
	ペットボトル(飲料、酒、みりん、しょうゆ、麺つゆ、ノンオイルドレッシング、食酢など)					
	ペットボトル以外のプラスチック製ボトル・チューブ類					
	プラスチック製のフタ					
	発泡スチロール製の食品トレイ・バック、梱包用緩衝材					
	発泡スチロール製以外の食品トレイ・バック、梱包用緩衝材					
	ラップ類					
	プラスチック製日用品・文具					
	雨どい、塩ビ管などの塩化ビニール類					
	その他の燃せるごみに分別されるビニール・プラスチック類					
その他の容器包装プラスチックに分別されるビニール・プラスチック類						
小計						
ガラス類	透明びん容器(飲料・食料・調味料・食用油・機械油・化粧品・嗜好品など)					
	茶色びん容器(飲料・食料・調味料・食用油・機械油・化粧品・嗜好品など)					
	その他びん容器(飲料・食料・調味料・食用油・機械油・化粧品・嗜好品など)					
	乳白色びん容器(飲料・食料・調味料・食用油・機械油・化粧品・嗜好品など)					
	ガラス製品					
	蛍光灯					
	電球					
その他のガラス類						
小計						
金属類	鋼製容器(飲料・食料・調味料・食用油・機械油・化粧品・嗜好品など)					
	アルミ製容器、包装(飲料・食料・調味料・食用油・機械油・化粧品・嗜好品など)					
	金属製のフタ					
	スプレー缶					
	リサイクルできないペンキ等の缶、塗料のスプレー缶					
	不燃ごみのその他の金属類					
	調理器具(鍋・やかん等)					
	ガステーブル・ストーブ・ファンヒーター(石油・ガス)など					
その他金属類						
小計						
電化製品	電化製品(一辺が50cm未満)	充電式電池使用製品(充電電池が取り外されているものも含む)				
	電化製品(一辺が50cm以上)	その他電化製品				
	小計					
その他	陶磁器					
	ゴム・ゴム製品・自転車のタイヤ・運動靴					
	皮革製品					
	合成皮革製品					
	古着・古布類(集団資源回収に出せる物)					
	古着・古布類(集団資源回収に出せない物)					
	木・草類					
	厨芥類					
	使い捨てライター					
	乾電池(アルカリ電池・マンガン電池・ボタン電池)					
	小型充電式電池					
	その他燃せるごみ					
	その他不燃ごみ					
	その他破砕できないごみ					
	その他粗大ごみ(布団・座布団・家具など)					
	排出禁止物(化学薬品(容器含)・農薬(容器含))					
	排出禁止物(バッテリー)					
	排出禁止物(ガスボンベ)					
	排出禁止物(消火器)					
排出禁止物(その他)						
小計						
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(注) 表中の分類は横須賀市の「ごみと資源物の分け方・出し方」とおり